

東京電力福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の

範囲の判定等に関する「中間指針」に向けての意見

2011年7月21日

全国商工団体連合会

会長 国分 稔

紛争審査会委員のみなさまへ

委員のみなさまの日ごろのご尽力に敬意を表します。

「中間指針」策定にむけた議論がすすめられているところですが、「廃業や倒産の場合」の営業損害の算定方法や「終期の判断をどうするか」、さらには「いわゆる間接被害」の補償など、中小企業者の損害賠償について、重要な問題が議論されています。これらの問題については、参考となる過去の事例も乏しく、難しい判断が求められているように思います。この「中間指針」が今後の原発事故被災者の法的救済において極めて重要であると思いますので、生業を営む中小事業者の立場から、以下の点について要望をさせていただきます。ご検討をお願いいたします。

1、倒産・廃業した場合の営業損害の算定方法について

(i) 営業資産の価値が喪失又は減少した部分(減価分) (ii) 一定期間の逸失利益 (iii) 倒産・廃業に伴う追加的費用、が損害賠償の対象とされています。

(i) (ii) で、その後の被災者の生活がなりたつかという問題があります。例えば、高齢で就職や新たな起業・転業は困難であっても、生業で生涯を現役でまっとうする業者は珍しくはありません。生業が存続していれば、それによる営業収入と年金による補填により、生活設計が立てられていたという場合、減価分と「一定期間の逸失利益」でその後の生活の見通しが立つような金額にする必要があります。個々人の余命などを予想することは困難なわけですから、一時金が尽きて生活に困難をきたすようでは問題です。事故がなかったならば可能であったと思われる『尊厳を保持できる』水準の生活保障が、生涯保障されるようにすべきではないでしょうか。

また、営業損害だけでなく、被災者は生涯を通じて得られたであろう働き甲斐、生きがいを奪われています。これは別途、慰謝料の対象とするよう要望します。

2、事業拠点を移転又は転業した場合の損害の算定について

(i) 営業資産の減価分、(ii) 事業拠点移転又は転業に至るまでの期間における逸失利益、(iii) 事業拠点移転又は転業後の一定期間における従来収益との差額分、(iv) 移転に伴う追加的費用、が賠償の対象にされています。

(i) ~ (iv) が対象とされることに異論はありません。しかし、移転や転業の損害賠償が、事後的にしか賠償されない点については、再検討をお願いいたします。

現実問題として、相当長期の避難となる可能性が高いことを踏まえると、移転や転業も考えざるをえない状況です。

「終期」が示すことができない状況である以上、自らの判断で「終期」を設定するという自己決定が尊重されてしかるべきではないでしょうか。

その意義は、事後的にではなく、事前に移転・転業の費用が補償されるようにすることにあると考えます。入るべき補償費用について明らかになってはじめて、相応の事業計画が立てられます。被災者を人道上も「終期」もはっきりしない、避難生活に拘束するような損害賠償にすべきではないと考えます。

「移転」の場合については、原則として、被災者が希望する別の場所で事業所の再建が可能となる相当な損害賠償がされるべきです。

3、損害発生中に得た収入は控除しないこと

避難者は「帰宅できる時期等の見通し」も示されないなか、将来不安と持って行き所のない怒りをこらえつつ、日々の生活費の不足を補うため仕事を求めています。これは本人の特別の努力によるものです。したがって、損害発生中に得た収入は賠償額から控除しないよう求めます。

4、いわゆる間接被害について

避難による商圈の消滅、取引先の営業休止等により原材料の調達不能、販売不能等が広範に生じています。業種・業態においても異なりますし、同じ職種の事業者においても、部分的な影響も含めると千差万別です。

これらは、まさに「風が吹けば、桶屋がもうかる」というような、連続的な連鎖の因果関係にあります。個々に相当因果関係の立証は不可能ではないにしても、相当に難しいと言えます。しかも、地震・津波も重なりその区別もつけにくくなっています。立証の困難さから損害賠償請求がためらわれることのないよう、客観的な統計データ等による合理的な算定方法を示し、請求を簡素化するよう要望します。

例えば、「①福島県にあって、②避難指示地域との顧客・取引先との取引減少を原因として、③売上が他県同業種より20%以上減少した場合には、事故との相当因果関係を認め、原子力損害として売上の減収分の10%を超える部分を損害賠償の対象とする」などのように算定方法を示して頂くよう求めます。

以上